

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 歯科治療時医療管理料
- 在宅患者歯科治療時医療管理料
- 歯科訪問診療料の注13に規定する基準
- 歯科口腔リハビリテーション料2
- 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- 光学印象
- CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー
- 歯科技工加算1及び2
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 医療DX推進体制整備加算

（2025年4月1日時点）

届出内容補足

■医療 DX 推進体制整備加算に関する掲示

当院ではオンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を実際に診療に活用可能なものとするための体制を整備し、また、電子処方箋管理サービスを導入し、質の高い医療を提供するため医療 DX に対応する体制を確保しています。

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。

- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室において、閲覧又は活用できる体制を有しています。

- ・電子処方箋を発行する体制を有しています。

- ・医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当院の見やすい場所及びウェブサイトに掲示しています。